

告示第1553号

令和6年12月27日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和7・8年度鹿児島市建設工事等に係る競争入札参加資格及び競争入札参加資格審査申請書の受付について（公示）

令和7・8年度において鹿児島市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示します。

なお、当該競争入札に参加しようとする者は、令和7・8年度鹿児島市建設工事等に係る競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を下記の要領で提出してください。

記

1 競争入札参加者に必要な資格及び審査

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第2条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 建設業にあっては、次のいずれにも該当する者であること。

ア 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を有する者であること。

イ 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査の申請をする日の1年7か月前の日以降のものであること。）を受け、法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けている者であること。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行って

る者であること。

エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。

オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主にあつては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であること。

(4) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する測量業者としての登録を受けていること。

(5) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所としての登録を受けていること。ただし、同法第3条第1項及び第3条の2第1項に規定されている建築物以外の建築物の設計又は工事監理については、この限りでない。

(6) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条に規定する不動産鑑定業者としての登録を受けていること。

(7) 競争入札に参加しようとする者の工事施工能力の審査は、工事の種類ごとに次に掲げる事項について行うものとし、格付については、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事についてその審査結果を総合的に勘案し、必要な等級に区分するものとする。

ア 法第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数

イ 工事成績

ウ 市工事施工高

エ 登録年数

オ 減点要素

カ その他の加算要素

2 申請書の受付要領

(1) 申請書の受付期間等

ア 受付期間

令和7年1月28日（火）から同年3月3日（月）まで（当日消印有効。持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 申請書の提出方法

郵送又は持参

(2) 申請書類

ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 業者登録票（様式あり）

ウ 添付書類（別表に記載のとおり）

申請書類の様式は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

(3) 申請書の受付場所及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部契約課工事契約係（本館3階）

電話 099-216-1163

ファックス 099-216-1164

3 その他

(1) 名簿登載

競争入札に参加する資格があると認めた者については、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載する。

(2) 名簿の有効期間

作成された名簿の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、令和9年度以降の申請書を提出している場合に限り、市長が新たに令和9年度以降の鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿を確定するまでの間は、その効力を有するものとする。

別表

		添付書類	備考
建設 工事	1	営業所一覧表（様式2）	・ 県外業者は本市様式に限らず、国土交通省様式による提出も可
	2	技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙2） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要 ※ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等の写しの添付に当たっては、被保険者整理番号・基礎年金番号等が写らないようにすること。	・ 経営事項審査受審時に提出したものと同一名簿（写し） ・ 受審後に技術職員の増員があった場合は、名簿に氏名、生年月日、年齢、業種コード及び有資格区分コードを加筆し、当該職員と雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等）及び資格を証するものの写しを添付すること。また退職等による減の場合は、線を引き、見え消しすること。 ・ 当該名簿にない資格で、21の技術職員名簿（様式4）に記載した資格については、この名簿の後ろに資格者証の写し等確認できるものを添付すること。
	3	建設業許可通知書等	・ 申請時点で有効な建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写しを提出すること。ただし、申請日時点において許可更新申請中の場合は、許可申請書の写し（許可行政庁の受付印のあるもの）又は許可行政庁の発行する証明書（写し可）を提出すること。
	4	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式第25号の14）〔副本〕の写し	・ 20の「経営規模等評価結果通知書 ・ 総合評定値通知書」に対応するもの（審査基準日が同じものか確認すること。） ・ 結果通知書ではなく、総合評定値請

			<p>求書の申請書副本（許可行政庁の受付印があるもの）であることを留意すること。</p>							
5	<p>工事種類別完成工事高表（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙1）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書」に対応するもの（審査対象事業年度が同じであることを確認すること。） 							
6	<p>工事経歴書（直前2年分）</p> <p>（建設業法施行規則別記様式第2号）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書」に対応するもの（審査基準日が同じであることを確認すること。） ・業者登録票（県内業者用）の3-2（5）に記入した工事（請負代金額の最高及び次位）について、該当箇所に付せんを貼ること（県外業者は付せん不要）。 							
7	<p>その他の審査項目（社会性等）</p> <p>（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙3）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書」に対応するもの（審査基準日が同じであることを確認すること。） 							
8	<p>納税証明書</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>市町村税</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の証明書（写し可）を提出すること。 ・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。 </td> </tr> <tr> <td>消費税及び地方消費税</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。 </td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>市町村税</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市発行の「市税の滞納がない </td> </tr> </table>	法人	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の証明書（写し可）を提出すること。 ・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。 	消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。 	個人	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市発行の「市税の滞納がない
法人	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の証明書（写し可）を提出すること。 ・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。 								
	消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。 								
個人	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市発行の「市税の滞納がない 								

			この証明書」を提出すること。
		消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の2」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。
9	印鑑証明書（原本）		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の<u>原本</u>を提出すること。<u>写しは不可</u> 〔法人の場合〕法務局発行のもの 〔個人の場合〕住民票のある市区町村役場発行のもの
10	使用印鑑届		<ul style="list-style-type: none"> ・入札、契約締結等に、9の印鑑証明書（実印）以外の印を使用する場合に提出すること。 ・県外業者で年間委任をしている場合は、年間委任状（受任者職印の印影あり）の提出のみで足りる。ただし、受任者が、年間委任状に押印した印鑑以外の印を使用する場合は要提出
11	労災保険料納入証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降に労働局等が発行した納入証明書（写し可）を提出すること。ただし、県外業者については「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書（第1期及び第2期分）」の写しの提出でも可
12	雇用保険料納入証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要 ・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は雇用保険料納入証明書等の加入が分かる書類を提出すること。

1 3	健康保険加入に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要
1 4	厚生年金加入に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は健康保険・厚生年金保険は領収済通知書又は年金事務所への届出書等の加入が分かる書類を提出すること。
1 5	「建設業退職金共済事業」の加入・履行証明書又は「中小企業退職金共済」への加入証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・20の「経営規模等評価結果通知書」において「建設業退職金共済制度加入の有無」及び「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「無」になっている場合は、令和6年12月1日以降発行の「建設業退職金共済事業」の加入・履行証明書又は「中小企業退職金共済」への加入証明書等の加入が分かる書類、又は退職一時金制度又は企業年金制度を導入していることが確認できる書類（規約等）の写しを提出すること。 ・「建設業退職金共済事業」に加入しているが、証紙の購入枚数不足等で証明書が発行されない場合は理由書（任意様式、参考あり）と共済契約者証の写しを提出すること。 ・いずれにも加入、導入していない場合は、その理由書（任意様式、参考あり）を提出すること。
1 6	<ul style="list-style-type: none"> 〔法人〕 ・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 〔個人〕 ・身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の証明書 〔法人〕法務局発行の履歴事項全部証明書（写し可、両面印刷可） 〔個人〕本籍地の市区町村役場発行の身分証明書（写し可）

17	<p>工事用機械器具一覧表（様式3）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・所有する工事用の機械器具や車両等（舗装用機械及び海上工事用船舶は除く。）について記入し、提出すること。</p>
18	<p>本店の位置図及び社屋全景写真（様式4）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・写真は印画紙に限らず、デジタルカメラの画像を貼り付けたもので可</p>
19	<p>誓約書</p>	<p>・日付、申請者欄を記入すること。</p>
20	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法施行規則様式第25号の15）</p>	<p>・写し可。ただし、国土交通省各地方整備局長又は都道府県知事の公印がある通知書の写しに限る。</p> <p>・右下余白に「業者コード」を記入すること。新規業者の場合は右上余白に「新規」と記入すること。</p> <p>・審査基準日が当該入札参加資格審査申請日の1年7か月前の日以降のもの（令和7年2月に提出する場合は、基準日が令和5年7月31日以降のものが有効）</p>
21	<p>技術職員名簿（様式5）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・2の技術職員名簿（経審用）の技術者と同じ順番で記入し、経営事項審査受審後に雇用した者については、まとめて最後に記入すること。</p> <p>・業者登録票（県内業者用）の3-1（2）の工種別技術者数と整合性を図ること。</p> <p>・2の技術職員名簿（経審用）にない資格を記入する場合は、資格者証（写し）を2の技術職員名簿（経審用）の後ろに綴じること。</p>
22	<p>主観点数項目状況（様式6）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・様式の電子データ（Excelファイル）に詳細な記入要領を掲載しているので、必ず熟読のうえ記入すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・該当項目がない場合でも「該当なし」と記入して提出すること。 ・市内業者は希望工種にかかわらず、「項目6」は必ず記入して提出すること。 ・証明等がない場合は加対象とならないので注意すること。 	
	23	年間委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者は年間委任不可 ・県外業者は任意様式の委任状（委任者及び受任者の所在地、代表者職氏名、印鑑の漏れがないか確認すること。）
	24	営業所、業態に関する調書 （様式7） ※ 市内業者のみ要提出、市外業者は提出不要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店がある業者は必ず提出すること。 ・設問2以降に該当しない場合でも、設問1は必ず記入し、該当しない項目には「なし」と記入して提出すること。
	25	建築一式工事の施工実績等に関する調書（様式8） ※ 建築一式工事を希望する市内業者のみ要提出	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の建築工事の格付がA級又はB級の業者のみ提出すること。
	26	アスファルト舗装工事施工体制調査票（様式9） ※ 舗装工事を希望する市内業者のみ要提出	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者で舗装工事を希望し、表層工を自社施工する場合のみ提出すること。
測 量 及 び 建 設 コ ン	1	営業所一覧表（様式2）	
	2	測量等実績調書（様式3） 〔直前2年分〕	<ul style="list-style-type: none"> ・業者登録票の3-2（6）で記入した業務の該当箇所に付せんを貼っているか確認すること（県外業者は付せん不要）。
	3	技術者経歴書（様式4）	
	4	登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・業者登録票の3-1（1）に記入した事業の登録証明書を添付すること。

サ ル タ ン ト 業 務 等			<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限内（登録年月日から5年間有効）であるか確認すること。 ・「登録通知書」「更新申請中の証明」の写し可 	
	5	財務諸表（直前1年の営業年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の決算分であるか確認すること（任意様式）。 ・業者登録票の3-1（4）と合致していることを確認すること。 	
	6	納税証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の証明書（写し可）を提出すること。
		法人	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。
			消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。
		個人	市町村税	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。
	消費税及び地方消費税		<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の2」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。 	
	7	印鑑証明書（原本）		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月1日以降発行の<u>原本</u>を提出すること。<u>写し不可</u> 〔法人の場合〕法務局発行のもの 〔個人の場合〕住民票のある市区町村役場発行のもの
	8	使用印鑑届		<ul style="list-style-type: none"> ・入札、契約締結等に、7の印鑑証明

		<p>書（実印）以外の印を使用する場合に提出すること。</p> <p>・県外業者で年間委任をしている場合は、年間委任状（受任者職印の印影あり）の提出のみで足りる。ただし、受任者が、年間委任状に押印した印鑑以外の印を使用する場合は要提出</p>
9	労災保険料納入証明書	<p>・令和6年12月1日以降に労働局等が発行した納入証明書（写し可）を提出すること。ただし、県外業者については「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書（第1期及び第2期分）」の写しの提出でも可</p>
10	雇用保険料納入証明書	
11	<p>〔法人〕</p> <p>・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</p> <p>〔個人〕</p> <p>・身分証明書</p>	<p>・令和6年12月1日以降発行の証明書</p> <p>〔法人〕法務局発行の履歴事項全部証明書（写し可、両面印刷可）</p> <p>〔個人〕本籍地の市区町村役場発行の身分証明書（写し可）</p>
12	<p>営業用機械器具一覧表（様式5）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・通常の事務等で使用するパソコン、プリンター等は記載不要</p>
13	<p>本店の位置図及び社屋全景写真（様式6）</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・写真は印画紙に限らず、デジタルカメラの画像を貼り付けたもので可</p>
14	誓約書	<p>・日付、申請者欄を記入すること。</p>
15	年間委任状	<p>・県内業者は年間委任不可</p> <p>・県外業者は任意様式の委任状（委任者及び受任者の所在地、代表者職氏名、印鑑の漏れがないか確認すること。）</p>
16	<p>既存建築物耐震診断受講者登録証等</p> <p>※ 県内業者のみ要提出、県外業者</p>	<p>・建築関係建設コンサルタントの、「RC造耐震診断」希望者のみ提出すること。</p>

	は提出不要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物耐震診断受講者登録証を提出すること。 ・「鉄筋コンクリート造既存建築物耐震診断講習会受講修了証（一般財団法人 日本建築防災協会発行）」又は「学校施設の耐震補強マニュアル講習会受講修了証（一般社団法人 文教施設協会発行）」でも可 ・右上余白に「業者コード」及び「業者名」を記入すること。新規業者の場合は「新規」及び「業者名」を記入すること。（複数ある場合は、左上をホチキス（ステープラ）留めし、業者名等は1枚目のみ記入すること。
17	建築仕上診断技術者登録証	<ul style="list-style-type: none"> ・「外壁調査」希望者のみ提出すること。 ・右上余白に「業者コード」及び「業者名」を記入すること。新規業者の場合は「新規」及び「業者名」を記入すること。（複数ある場合は、左上をホチキス（ステープラ）留めし、業者名等は1枚目のみ記入すること。
18	土木コンサル用技術士等調書 ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	<ul style="list-style-type: none"> ・「土木関係建設コンサルタント」希望者のみ、本様式の別表1から別表3までを提出すること（別表3は該当者がいない場合も「該当無し」と記入し、提出すること。）。 ・添付書類は、この調書の後ろに記入した順番で並べ、左上をホチキス（ステープラ）等で留めて提出すること。
19	建築関係建設コンサルタント（設備）技術職員状況調べ ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築関係建設コンサルタント（設備）」希望者のみ、本様式の別表4及び別表5を提出すること。 ・添付書類は、この調書の後ろに記入した順番で並べ、左上をホチキス（ステープラ）等で留めて提出すること。
20	営業所、業態に関する調書（様式7	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店がある業者は必ず提出す

) ※ 県内業者のみ要提出、県外業者 は提出不要	ること。 ・設問 2 以降に該当しない場合でも、 設問 1 は必ず記入し、該当しない項目 には「なし」と記入して提出すること。
--	--------------------------------	--